

2023年12月18日

東京都議会議長

宇田川聡史 様

東京都議会議員 漢人あきこ (自署) 印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 第四次事業化計画の優先整備路線と“はけ”と野川を壊す都市計画道路について
- 二 善福寺川上流調節池(仮称)について
- 三 都立学校(高等学校等及び特別支援学校)の教室の断熱について
- 四 市区町村立小中学校及び都立学校の制服・標準服のジェンダーレス化について
- 五 社会福祉法人聖ヨハネ会 特別養護老人ホーム「桜町聖ヨハネホーム」について

以上

一 第四次事業化計画の優先整備路線と“はけ”と野川を壊す都市計画道路について

<第四次事業化計画の進捗率>

1 第四次事業化計画の進捗状況について伺います。

ア 優先整備路線の事業着手率は、2022（R4）年度末時点で都施行 27%、市区町村施行 28%にとどまっています。この数字をどのように評価していますか。

イ 事業着手率は第三次事業化計画に比べて極めて低く、上記の都施行 27%に対して、第三次事業化計画の同時期は 35%です。その原因をどう考えていますか。

<自治体との意見交換について>

2 この間 3 回行われた第四次事業化計画に関する自治体との意見交換について伺います。

ア この意見交換の場を持った趣旨と対象者、自治体の参加実績を伺います。

イ 都市計画道路の整備について、参加した自治体からどのような問題点や課題が出されましたか。

ウ 自治体から出された問題点や課題に対する都の見解を伺います。

<今後について>

3 あと 2 年ほどで第四次事業化計画の期限が終了します。

ア 第四次事業化計画期間終了後の「整備方針」についての準備・検討状況を伺います。

イ あと 2 年、どのような工程が想定されていますか。次のステップについて伺います。上記意見交換の場が終了したら、その後、正式な会議体発足の予定はありますか。

4 第四次事業化計画の優先整備路線で、いまだ事業着手されていない路線について伺います。

ア 第四次期間中に事業着手に至らない路線については、優先整備路線からの除外、都市計画の見直し等、整備方針の抜本的な見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

イ 「引き続き、優先整備路線とする」、「見直し検討路線とする」、「優先整備路線から除外する」といった検討は、どのように、いつからいつまでに行われるのですか。

ウ 未着手路線の今後の取扱いにかかる方針を定めるにあたって、地元自治体の意向については、いつ、どのような形で反映されるのですか。

5 第四次事業化計画の整備方針の策定経緯について伺います。

<『都市計画運用指針』2022（R4）年度 4 月 1 日改正との関連>

『都市計画運用指針』は 2022（R4）年度 4 月 1 日改正で、都市計画法 18 条*を念頭に、「都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方」の「市町村の主体性と広域的な調整」の項目「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、関係市町村からの意見聴取に当たっては、その意見を十分に尊重するとともに、特に市町村からの案の申出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい。また、例えば、都道府県の都市計画の決定時期や決定の考え方等について事前に市町村に情報共有しておくこと等により、予め都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、取り組むことが望ましい。」に、新たに下線部が書き加えられ、市町村の主体性について

より積極的な内容となりました。

* 都市計画法 18 条（都道府県の都市計画の決定） 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

6 『都市計画運用指針』2022（R4）年度 4 月 1 日改正は、現時点の「第四次事業化計画」の検証において、どのように生かされているのか伺います。

7 小金井 2 路線（3・4・1 号線、3・4・11 号線）は、小金井市前市長は「市民合意のない現段階での事業化は認めない」と都へ要望し、現市長は 2023（R5）年第一回定例会の「施政方針」で「事業化の中止を求める」との趣旨を明確にしています。前・現市長のこのよう要望、態度表明は、「その意見を十分に尊重する」ことが求められると思いたすがいかがですか。

二 善福寺川上流調節池(仮称)について

善福寺川上流調節池（仮称）計画は 8 月に都市計画素案が地元を示され、住民理解のないままに都市計画案が作成され、12/1 から 15 にかけて公告・縦覧も行われました。1/16 には杉並区都市計画審議会、2/16 には東京都都市計画審議会が開催される日程が示されています。一方で、11/28 には、この計画の中止を求める要望書が関係地域の住民から 2000 筆を超える署名とともに知事に提出され、「東京都に、一旦工事計画の進行を止め、住民への周知徹底、詳細説明と丁寧な対話を求める」オンライン署名は 12/18 で 11,000 筆を超えています。

1 護岸整備の状況について伺います。

ア 善福寺川調節池より上流部分の護岸整備状況と今後の整備の見通し

イ 善福寺川調節池より下流部分(和田堀公園調節池まで)の護岸整備状況と今後の整備の見通し

2 善福寺川上流調節池について伺います。

ア 神田川流域河川整備計画で位置づけている 3 箇所の取水地点のうち、神通橋から尾崎橋までの取水地点より上流域の流域面積

イ 同流域における下水道の整備状況

ウ 必要調節容量 30 万 m³の算出根拠

3 都市計画手続きについて、杉並区立関根文化公園を都市計画区域とすること、ならびに原寺分橋付近の整備予定区域内区道の廃止についての杉並区との協議の経過と杉並区の意向を伺います。

4 事業化に向けた動きについて伺います。

ア 調節池予定区域内の樹木の保全についての考え方

イ 杉並区立関根文化公園の公園機能の評価と、その保全についての考え方

三 都立学校（高等学校等及び特別支援学校）の教室の断熱について

2023 年第三回定例会の文書質問「学校教室の断熱改修について」に引き続き、今回は都立学校に限定して質問します。

- 1 都立学校においては、国の「学校環境衛生基準」に基づき、毎学年2回、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さで室温測定することで、教室等の温度管理を行い、学校薬剤師が定期的に必要な指導・助言を実施しているとのこと。この実施状況について伺います。
 - ア 室温測定の結果報告を受けていないとのことですが、特に観測史上最高の暑さが更新され続ける夏期において教室の適切な室温を保つために、今後、報告を受けて現状を把握するべきではありませんか。
 - イ 学校薬剤師が定期的に実施している必要な指導・助言とはどのようなものですか。時期と内容について示してください。
 - ウ 「学校環境衛生基準」の定める教室の望ましい室温の基準「18℃以上、28℃以下」が確保されていることを確認するためには、夏期と冬期に測定することが求められます。都立学校255校（高等学校等197校、特別支援学校58校）について、2022年度に測定が行われた月ごとの校数を伺います。
 - エ 2022年度に28℃を超えた測定結果のあった学校（教室）の概要（温度、何校など）を伺います。また、その教室の傾向（最上階など）があれば示してください。
- 2 現在、必要に応じて設置しているスポットクーラー等について伺います。
 - ア 設置状況（総設置数、設置校と設置教室の数と改築の有無等）を伺います。
 - イ おおよその価格と消費電力、排熱方法を示してください。
 - ウ 設置基準を示してください。
 - エ スポットクーラーは、部分的な冷房効果しかなく排熱方法によっては室温は下がらず、あくまで臨時的な応急措置にしかならないようですが、見解を伺います。
- 3 都の施設については、改築等に当たって2007（H19）年にスタートした「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、断熱性の向上に取り組むこととなっています。都立学校の改築・改修計画について伺います。
 - ア 2007年以降に設計し竣工した学校及び現在改築等を行っている学校を除く都立学校数と内訳（高等学校等、特別支援学校）を伺います。
 - イ 都立学校のうち、2007年以降に設計し竣工した学校及び、現在、改築等を行っている学校を除く学校の今後の改築・改修計画を伺います。
 - ウ 改築の前倒し、及び改築まで一定の期間のかかる学校については室温測定の結果を踏まえて教室ごとの断熱改修を実施することを検討しませんか。

四 市区町村立小中学校及び都立学校の制服・標準服のジェンダーレス化について

本年9月に都内市区町村立小中学校等の標準服の状況を調査した結果、小学校3%、中学校97%、義務教育学校89%の633校が標準服を導入し、そのうち、「性別にかかわらずスラックス・スカートを自由選択できる」ジェンダーレス標準服を導入している学校は79%でした。

「男子はスラックス、女子はスカートのみ」及び「女子のみ選択できる」学校が21%ですが、その半数の65校(17自治体)は「ジェンダーレス化を予定または検討している」との回答でしたので、残る64校(16自治体)の対応が求められます。

なお、標準服のジェンダーレス化に向けて自治体としての指針や方針を定めているのは5自治体、検討中が6自治体でした。

通学時に毎日着用が求められる制服・標準服のジェンダーレス化は、アンコンシャス・バイアスの解消および性的マイノリティーの子どもたちへの配慮の観点から重要であり、急速に導入が進んでいます。未導入の64校については学校単位に任せず、自治体としての指針や方針を定めて推進すべきです。ジェンダーレス化が導入されていない都立学校とあわせて、教育委員会としての適切な対応を求め、質問します。

- 1 都立学校255校(高等学校等197校、特別支援学校58校)の制服・標準服導入状況について、以下の学校数を伺います。
 - ア 制服・標準服を導入している学校数
 - イ 制服・標準服を導入している学校の内、「男子はスラックス、女子はスカートのみ」の学校数
 - ウ 制服・標準服を導入している学校の内、「女子はスカート・スラックスを選択できるが、男子はスラックスしか選択できない」学校数
 - エ 制服・標準服を導入している学校の内、「男子はスラックス・スカートを選択できるが、女子はスカートしか選択できない」学校数
 - オ 制服・標準服を導入している学校の内、「性別にかかわらずスラックス・スカートを自由選択できる」ジェンダーレス制服・標準服を導入している学校数
 - カ 現在、ジェンダーレス制服・標準服を導入していないが、「ジェンダーレス化を予定または検討している」学校数
- 2 アンコンシャス・バイアスの解消および性的マイノリティーの子どもたちへの配慮の観点から制服・標準服のジェンダーレス化を進めるべきと思いますが、教育委員会の見解を伺います。
- 3 ジェンダーレス制服・標準服を導入していない市区町村立小中学校及び都立学校に対して、早急な導入に向けた対応をすべきと思いますが、見解を伺います。

4 教育委員会が毎年発行している「人権教育プログラム」について伺います。

ア 「女性」の項目では、「アンコンシャス・バイアス」が取り上げられ、「男女で分ける必然性がなければ、混合名簿を使用するなど、これまでの慣習を見直していくことも大切です」との記載があります。しかし、本年9月の調査によると都内市区町村立小中学校は来年度には全校が混合名簿となる予定です。したがって、混合名簿の記載は見直し、新たに「制服・標準服のジェンダーレス化」を記載してはいかがでしょうか。

イ 「性自認」の項目では、「制服」が取り上げられ、困難があり配慮が必要であることや、「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」などの記載もあります。カミングアウトを伴う個別対応ではなく「制服・標準服のジェンダーレス化」を奨励するべきだと思いますが、いかがですか。

五 社会福祉法人聖ヨハネ会 特別養護老人ホーム「桜町聖ヨハネホーム」について

「桜町聖ヨハネホーム」は、社会福祉法人聖ヨハネ会が1986（S61）年に小金井市内に開設した約100人が入所する特別養護老人ホームです。現在、年内に10名近くの介護職員の退職が予想される事態が発生しています。今回の事態に限らず、都が把握している現状と見解を伺います。

1 都福祉局による「指導検査」の実施状況を伺います。

ア 過去5年間の指導検査の実施状況を伺います。

イ 指導検査の結果と改善の指摘、措置はどのようなものでしたか。

2 小金井市による「指導検査」について伺います。

ア 実施状況について都が把握している概要を示してください。

イ 12月18日に指導検査（もしくは調査）が行われると聞いています。その目的や結果など都が把握している概要を示してください。

3 年内に10名近くの介護職員の退職が予想されるなか、利用者の「転所」が急がれますが、実現困難と危惧されていることを把握していますか。また、事態の改善に向けての見解を伺います。